

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策について、安定的な財政措置を講じるとともに、除雪対策を一層推進すること。

また、除雪費に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。